

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1） 新旧対照表

新条文(令和4年版)										現行条文(令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	
1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	
1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	
1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	
1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	誤記修正
5	1	1	1	7	0	1	1	1	1	7	0	1	1	1	1	7	0	1	
5	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	誤記修正
5	1	1	1	7	1	2	1	1	1	7	1	2	1	1	1	7	1	2	誤記修正
9	1	1	1	21	0	1	1	1	1	21	0	1	1	1	1	21	0	1	
10	1	1	1	21	4	1	1	1	1	21	4	1	1	1	1	21	4	1	諸法令の改定にともなう
10	1	1	1	21	5	1	1	1	1	21	5	1	1	1	1	21	5	1	諸法令の改定にともなう
10	1	1	1	21	6	1	1	1	1	21	6	1	1	1	1	21	6	1	誤記修正
13	1	1	1	31	0	1	1	1	1	31	0	1	1	1	1	31	0	1	
13							1	1	1	31	8	0							誤謬
16	1	1	1	38	0	1	1	1	1	38	0	1	1	1	1	38	0	1	
17	1	1	1	38	6	2	1	1	1	38	6	2	1	1	1	38	6	2	諸法令の改定にともなう

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1） 新旧対照表

新条文(令和4年版)										現行条文(令和4年版)																																											
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文	改訂理由																																			
22	1	1	1	42	1	48		(48)海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)		1	1	1	42	1	48		(48)海上交通安全法(平成28年5月改正法律第42号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	50		(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正法律第43号)		1	1	1	42	1	50		(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正法律第18号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	51		(51)船員法(令和3年6月改正法律第75号)		1	1	1	42	1	51		(51)船員法(平成30年6月改正法律第41号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	53		(53)船舶安全法(令和3年5月改正法律第43号)		1	1	1	42	1	53		(53)船舶安全法(平成29年5月改正法律第41号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	55		(55)自然公園法(令和3年5月改正法律第29号)		1	1	1	42	1	55		(55)自然公園法(令和元年6月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	56		(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)		1	1	1	42	1	56		(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	57		(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号)		1	1	1	42	1	57		(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	60		(60)漁業法(令和3年5月改正法律第47号)		1	1	1	42	1	60		(60)漁業法(令和元年5月改正法律第1号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	63		(63)厚生年金保険法(令和3年6月改正法律第66号)		1	1	1	42	1	63		(63)厚生年金保険法(令和2年6月改正法律第40号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	64		(64)航路標識法(令和3年6月改正法律第53号)		1	1	1	42	1	64		(64)航路標識法(平成28年5月改正法律第42号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	68		(68)所得税法(令和3年5月改正法律第37号)		1	1	1	42	1	68		(68)所得税法(令和2年3月改正法律第8号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	70		(70)船員保険法(令和3年6月改正法律第66号)		1	1	1	42	1	70		(70)船員保険法(令和2年6月改正法律第2号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	71		(71)著作権法(令和3年6月改正法律第52号)		1	1	1	42	1	71		(71)著作権法(令和2年6月改正法律第48号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	72		(72)電波法(令和3年3月改正法律第19号)		1	1	1	42	1	72		(72)電波法(令和2年4月改正法律第23号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	74		(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正法律第58号)		1	1	1	42	1	74		(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正法律第14号)	諸法令の改定にともなう																																			
23	1	1	1	42	1	80		(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)		1	1	1	42	1	80		(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう																																			
25	1	1	1	48	0	1	1-1-1-48	特許権等		1	1	1	48	0	1	1-1-1-48	特許権等																																				
25	1	1	1	48	3	3		3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。		1	1	1	48	3	3		3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう																																			
25	1	1	1	49	0	1	1-1-1-49	保険の付保及び事故の補償		1	1	1	49	0	1	1-1-1-49	保険の付保及び事故の補償																																				
26	1	1	1	49	7	1		7 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。		1	1	1	49	7	1		7 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	実態を踏まえた既定の変更																																			
27	1	2	0	0	0	1	第2章	土工		1	2	0	0	0	1	第2章	土工																																				
33	1	2	4	0	0	1	第4節	林道土工		1	2	4	0	0	1	第4節	林道土工																																				
33	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項		1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項																																				
34	1	2	4	1	15	1		15 受注者は、伐開・除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。 表 1-2-3 伐開除根作業 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古根株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を超える場合</td> <td>地面で刈取る</td> <td rowspan="2">除 去</td> <td rowspan="2">伐根除去</td> <td rowspan="2">同 左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木	盛土高 1m を超える場合	地面で刈取る	除 去	伐根除去	同 左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る		1	2	4	1	15	1		15 受注者は、伐開・除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。 表 1-2-3 伐開除根作業 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古根株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を超える場合</td> <td>地面で刈取る</td> <td>除 去</td> <td>根元で切取る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>”</td> <td>伐根除去</td> <td>”</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木	盛土高 1m を超える場合	地面で刈取る	除 去	根元で切取る	同 左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	”	伐根除去	”	道路土工盛土工指針5-2基礎地盤の処理との整合
区 分	種 別																																																				
	雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木																																																	
盛土高 1m を超える場合	地面で刈取る	除 去	伐根除去	同 左																																																	
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る																																																				
区 分	種 別																																																				
	雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木																																																	
盛土高 1m を超える場合	地面で刈取る	除 去	根元で切取る	同 左																																																	
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	”	伐根除去	”																																																	
39	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート		1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																				
42	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート		1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート																																				
42	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ																																				
43	1	3	5	4	3	2		(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。		1	3	5	4	3	2		(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更にとりあう																																			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1） 新旧対照表

新条文(令和4年版)										現行条文(令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文		改訂理由
44	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打込み		1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打込み		
46	1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め		1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め		
46	1	3	6	5	4	1		4 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレーターを用いるものとし、その締固め方法(使用機具や施工方法)を施工計画書に記載しなければならない。											条文の追加
61	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編		2	0	0	0	0	1	第2編	材料編		
64	2	2	0	0	0	1	第2章	林業土木工事材料		2	2	0	0	0	1	第2章	林業土木工事材料		
81	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		
84	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		
84	2	2	8	3	1	1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。 表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 [注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3以上とすることが望ましい。		2	2	8	3	1	1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正 政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。 表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 [注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3とすることが望ましい。		諸法令の改定にともなう 脱字修正
88	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		
88	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		
88	2	2	12	1	1	1		JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)		2	2	12	1	1	1		JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)		JIS名称変更にとりなう
90	2	2	13	0	0	1	第13節	その他		2	2	13	0	0	1	第13節	その他		
90	2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		
90	2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)		2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)		JIS名称変更にとりなう
91	3	0	0	0	0	1	第3編	林業土木工事共通編		3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		
91	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		
91	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
91	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧(令和3年3月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)		諸基準類の改定にとりなう
91	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(令和3年10月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)		諸基準類の改定にとりなう
92	3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和3年3月)		3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)		諸基準類の改定にとりなう
92	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		
92	3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		
93	3	1	3	2	4	7		(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間 ③ 海岸に接近する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所		3	1	3	2	4	7		(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その塗上に支柱がある場合		諸基準類の改定にとりなう
93	3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合には、同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。		3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合には、同じく2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。		諸基準類の改定にとりなう (めっき皮膜の規定を付着量から膜厚に変更等)
95	3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。		3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。		諸基準類の改定にとりなう (めっき皮膜の規定を付着量から膜厚に変更等)

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1） 新旧対照表

新条文(令和4年版)										現行条文(令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文	改訂理由	
169	3	1	8	5	0	1	3-1-8-5	パイルネット工		3	1	8	5	0	1	3-1-8-5	パイルネット工		
169	3	1	8	5	4	8		(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。		3	1	8	5	4	8		(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	JIS名称変更にとまなう	
170	3	1	8	5	4	8		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。		3	1	8	5	4	8		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	JIS名称変更にとまなう	
170	3	1	8	5	4	8		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。		3	1	8	5	4	8		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	JIS名称変更にとまなう	
178	3	1	11	14	0	1	3-1-11-14	トンネル仮設備工		3	1	11	14	0	1	3-1-11-14	トンネル仮設備工		
179	3	1	11	14	10	1		9 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。		3	1	11	14	10	1		10 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
179	3	1	11	14	11	1		11 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。		3	1	11	14	11	1		11 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。また、この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	誤植修正	
199	3	1	13	7	0	1	3-1-13-7	橋梁用防護柵製作工		3	1	13	7	0	1	3-1-13-7	橋梁用防護柵製作工		
199	3	1	13	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77 μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく (HDZT49) の49 μm(膜厚)以上としなければならない。		3	1	13	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく 2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
251	5	0	0	0	0	1	第5編	溪間・山腹工事等		5	0	0	0	0	1	第5編	溪間・山腹工事等		
275	5	5	0	0	0	1	第5章	山腹工		5	5	0	0	0	1	第5章	山腹工		
275	5	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		5	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
275	5	5	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)		5	5	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	諸基準類の改定にとまなう	
292	5	6	0	0	0	1	第6章	地すべり防止工		5	6	0	0	0	1	第6章	地すべり防止工		
292	5	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		5	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
292	5	6	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)		5	6	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	誤記修正	
293	5	6	4	0	0	1	第4節	地下水排除工		5	6	4	0	0	1	第4節	地下水排除工		
293	5	6	4	4	0	1	5-6-4-4	集排水ボーリング工		5	6	4	4	0	1	5-6-4-4	集排水ボーリング工		
293	5	6	4	4	1	1		1 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。集排水ボーリングの推進勾配は、集水した地下水が自然流下可能な勾配とする。		5	6	4	4	1	1		1 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。	条文の追記	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1） 新旧対照表

新条文(令和4年版)										現行条文(令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	改訂理由	
301	5	7	0	0	0	1	第7章	山腹崩壊対策工		5	7	0	0	0	1	第7章	山腹崩壊対策工		
301	5	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		5	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
301	5	7	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)		5	7	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	誤記修正	
315	6	0	0	0	0	1	第6編	林道編		6	0	0	0	0	1	第6編	林道編		
325	6	2	0	0	0	1	第2章	舗装		6	2	0	0	0	1	第2章	舗装		
325	6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
325	6	2	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月)		6	2	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	諸基準類の改定にともなう	
327	6	2	5	0	0	1	第5節	防護柵工		6	2	5	0	0	1	第5節	防護柵工		
327	6	2	5	1	0	1	6-2-5-1	一般事項		6	2	5	1	0	1	6-2-5-1	一般事項		
327	6	2	5	1	3	1		3 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1 施工」(日本道路協会 令和3年3月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定及び第3編 3-1-3-7 路側防護柵工の規定による。また、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		6	2	5	1	3	1		3 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1 施工」(日本道路協会 平成28年12月改訂)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定及び第3編 3-1-3-7 路側防護柵工の規定による。また、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう	
337	6	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部工		6	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部工		
337	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
337	6	4	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(令和2年9月)		6	4	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(昭和55年8月)	諸基準類の改定にともなう	
337	6	4	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月)		6	4	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	諸基準類の改定にともなう	
337								削除		6	4	2	0	0	12		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)	諸基準類の改定にともなう	
337	6	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧(令和2年9月)		6	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)	諸基準類の改定にともなう	
343	6	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部工		6	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部工		
343	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
344	6	5	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月)		6	5	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	諸基準類の改定にともなう	